

東京都行政書士会北支部広報

あ す か

第42号

2019年10月1日発行

発行人 溝口庸一

編集人 吉村信一

北区赤羽西1-5-1-606

電話 03-5963-7437

FAX 03-5963-7430

特別企画 常住豊会長インタビュー

令和元年6月20日に実施された日本行政書士会連合会（以下「連合会」）会長選挙において、北支部元支部長で、現東京都行政書士会会長の常住豊先生が、第18代会長に選出されました。北支部から全国会の会長が選出されるのは、もちろん史上初の快挙です。これを記念して、連合会会長室にお邪魔してインタビューを実施しました。

（取材日：令和元年9月17日）



広報部（以下「広」）：この度は会長就任おめでとうございます。就任から約3カ月経ちますがこの間にどんな活動をされていたんでしょうか？

常住会長（以下「常」）：就任直後に参院選の対応もあったりしましたが、まず着手したのは人事（役員編成）ですね。今回の人事の特徴としてこれまでの慣例では各部・各委員会の編成は理事中心だったのを、理事外部員を25単位会から40数名と多く取り入れました。理事のほとんどは単位会（各都道府県）の会長なんですが、単位会の会務も忙しいし、会長だからといって全ての会務に精通しているわけではないじゃないですか。だから、業務に精通している専門家を入れて省庁との会議などを円滑にできるようにというのを狙いました。また、これまで副会長に充て職でいくつもあった兼職の大部分を減らして、重要ポストを分け合って仕事をしてもらうようにしました。行動力、実効性のある組織体制というか、選挙時の体制に関わらず人選をしましたし、任意団体の方にも適材適所でもってもらいましたし、オール行政書士で動いてもらうという意思表示をしたつもりです。

広：連合会会長として取り組んでいきたい課題目標はなんですか？

常：まずは行政書士法の改正ですね。①行政書

士法の目的規定に「国民の権利利益の実現に資すること」を明記する②一人行政書士法人の容認③行政書士会による会員に対する注意勧告権の新設（※会則に基づく会員に対する処分について、法律の根拠がないことから、異議を申立てる事例があるなど支障が生じている。）これをなるべく早く、遅くとも次の通常国会に通すという目標があります。目的規定の文言については、将来の法改正、職域の拡大にも繋がってくる重要なポイントなのですが、100点満点の結果を目指すとは他士業との調整もあって法改正が難航するおそれもあるし、それはやめようと。まずは確実なほうを取って次の道筋を作ろうということになりました。会長になった途端に難しい経営判断を迫られましたね。

それから、私は東京会の会長の頃から、三つ（地域・役所・他士業者）の共生というテーマや「そうだ行政書士に相談しよう！」という機運を高めようということを掲げてきました。地域との共生についてですが、地域密着の活動は、これまでも各単位会や各支部でやってきているとは思いますが、もっと浸透させていくためには、単位会や支部の努力だけでは限界があると思います。連合会の立場としては、例えば全国組織の金融機関と連携するとか、省庁と話をつけるとか、それぞれの地元が活動しやすいような地ならし、ステージ作りをしていきたいと考えています。

役所との共生については、連合会の立場でいうと、省庁や国会議員の方々との関係づくり、つまり法改正に向けた活動ですね。今の連合会は省庁への対応が弱いと思いますが、これは政策提言をしていないからだと分析しています。だから議員の方々へのアピールにもならない。だから私が、東京会でも連合会でも取り組んでいきたい課題として、政策提言・パブリックコメントの積極的対応というものがあまして、そのためのプロジェクトチームを作りました。

改正入管法や民法などいろいろな法律の改正がかかるときに、行政書士会は意見を求められることがないんですが、これは今まで建設的意見、政策提言をしてないからですよ。私たちには現場を知っている強みがある。それが、国にとっても行政手続の円滑化に繋がるし、何より国民の利益に繋がる。（次ページに続く）



その結果、行政書士の立ち位置もしっかり確保されるような法改正を実現しなければならない。そのためには意見を求められて、草案の段階から関わっていなければいけませんよね。例えば、入管法の改正、特定技能の登録支援機関の件でも、制度設計の段階から関わっていて、「申請取次の行政書士を必ず一人置くこと」と規定したらどうなったと思いますか？今後5年間で35万人の外国人が来日するという試算がありますが、その仕事を得られるか得られないかで天と地の差になってしまいますよね。そういったことのないようにするためには、きちんと政策提言をする必要があります。もちろん、我々の食い扶持のため、利益のためという目的では誰も理解・共感してくれませんが、国家資格者として、国のため、国民のためという姿勢で動くことが必要になります。自分たちの業務確立に繋がるかどうかは、その結果・効果ですから。目的は社会貢献、地域貢献なんだという信念を持って会務に臨みたいと思っています。

他士業者との連携については、単位会のとときと違い、連合会になると、職域の問題もあって非常にデリケートな関係にもなってくるのですが、各士業者が上手に連携してワンストップで対応してくれたらお客様にとってうれしいし、これからAIが出てくる、電子化だ、という時代を生き残るためには、連携して努力していく必要に迫られているとも思うんです。ですから、自分が持っている個人的なネットワークも使いながらですけど各士業団体の会長さんと、それぞれの会にとってプラスになるような協力関係を築いていきたいと思っています。

広：北支部発の法教育について、連合会ではどのような取組みをされたいとお考えでしょうか。

常：法教育と暴排（暴力団等排除対策）についてはできれば委員会を作りたいと思っています。現在、法教育は、連合会のなかでは総務部が所轄しているんですが、法教育はちょっと特殊というか個性的な部分があるじゃないですか。だから専門的に対応する部署があったほうがいいと。これは暴排についてもですね。連合会の中で、法教育も暴排も部署がないと外から見た時に力を入れてるかどうか見えにくいと思うので、専門部署を作って推進していきたいと考えています。

広：北支部の皆さんにメッセージがありましたらお願いします。

常：私の会務の活動の原点は北支部であって、それはどんな立場になっても変わることはありません。会長選のなかで感じたのは、本当に北支部の皆さんの協力なくして当選はありえなかったというのは間違いのない事実で、それは感謝していま

す。やはり支部が足場だし、支部で理解して応援してもらわなければ何もできないと思いますよ。だから、私にとって北支部は誇りですよ。皆さんにも活動は活性化してやっていてもらいたいと思うし、今は自分の立場が東京会だったり連合会だったりしますから、そんなに支部活動のほうに参加することはできないけど、北支部の活動は側面から支援していきたいと思っています。

北支部は先輩後輩が仲良くて、お互いを信頼しあって非常にいい支部だと思います。北支部で法教育や学校問題サポートなど先進的なことをできたのは、会員の皆さんが良く協力してやってくれたおかげだと思います。みんなで気持ちよく協力してやるっていう、そういう人たちがいる支部だから、そういう良き伝統は後輩に伝えていただいて。先輩が後輩の面倒をみるとか、業務の事で肩を貸してあげたりとか、そういうところっていうのはうちの支部の中ではそういう土壌はあると思ってます。ですから、後輩を面倒みてあげるとか、気を使ってあげるとか、そういうのは守ってほしいなと思います。なにより北区のなかでは行政書士ブランドはある程度ブラッシングして上がってきてるはずなんです。それはもっと向上させるには、一人ひとり努力してお客様を満足させてもらうことと、支部活動としては地域から求められるようなことを積極的にさせてもらう、というようになればいいんじゃないでしょうか。やっぱり行政書士会に入ってよかった、特に北支部に入ってよかったと思えるように、一人ひとりに焦点をあてて大切にしていこうということを忘れないでやってもらいたいかなと思います。



今回の記事は1万7千字の取材原稿を、約3千字に編集しましたが、原稿のほとんどが記事にできないオフレコのお話ばかりで非常に楽しい取材となりました。東京会の会長職と併せて激務となりますが、ますますのご活躍をお祈りしたいと思います。（了）

夏の懇親会を開催しました

令和元年8月23日（金）、銀座アスター赤羽賓館において、東京都行政書士会北支部・東京行政書士政治連盟北支部主催、夏の懇親会を開催いたしました。来賓に、北支部の活動に日頃より大変お世話になっている方々をお招きし、支部会員との懇親・交流を深める場として例年8月に開催しています。

本年は先の日本行政書士会連合会会長選挙に当選された常住豊会長へのお祝いとして、北支部有志から、くす玉をお贈りし、くす玉割を実施しました。参加者の掛け声とともにくす玉が割れた瞬間は、この日一番の盛り上がりとなり、会場は大きな歓声と拍手に包まれました。

本年も北区にゆかりのある参加者の皆様と北区の活動について共有することで、より一層、地域を軸に連携を深めることができましたと思います。来年も地

域の皆様との交流を深める活動として継続したいと考えています。
（広報部部長 吉村信一）



ご来賓ご芳名

北区長
衆議院議員
衆議院議員
衆議院議員
参議院議員
前衆議院議員
北区議会議員（自由民主党）
北区議会議員（自由民主党）
北区議会議員（自由民主党）
北区議会議員（自由民主党）
北区議会議員（公明党）
北区議会議員（公明党）
北区議会議員（公明党）
北区議会議員（公明党）

花川 與惣太様
太田 昭宏様
高木 けい様
岡本 三成様
青木 愛様
池内 さおり様
大沢 たかし様
竹田 ひろし様
戸枝 大幸様
やまだ 加奈子様
近藤 光則様
坂口 勝也様
青木 博子様
古田 しのぶ様
北区議会議員（公明党）
北区議会議員（公明党）
北区議会議員（公明党）
北区議会議員（日本共産党）
北区議会議員（立憲クラブ）
北区議会議員（社会民主党）
北区議会議員（あたらしい党）
王子公証役場公証人
王子公証役場公証人
(株)日本政策金融公庫上野支店支店長
(株)日本政策金融公庫板橋支店支店長
城北信用金庫理事長
第一勧業信用金庫東十条支店支店長

須藤 あきお様
稲垣 浩様
くまき 貞一様
野々山 研様
花見 たかし様
佐藤 ありつね様
こまざき 美紀様
久我 泰博様
横田 信之様
阿部 武史様
白根 美保様
大前 孝太郎様
川島 伸也様



研修会開催報告 死後事務委任契約の実務～設計から執行まで

令和元年7月26日（金）18時30分より北とぴあ701会議室において、北支部会員である吉村信一広報部部長を講師に死後事務委任契約の実務について研修会を開催致しました。参加者は北支部会員19名、他支部会員19名の合計38名でした。

死後事務委任契約とは、委任者（本人）が第三者（個人、法人を含む。）に対し、亡くなった後の諸手続、葬儀、納骨、に関する事務等についての代理権を付与して、死後の事務を委任する契約をいいます。

近年マスコミに取り上げられることもあり、一般の方が耳にする機会も増えております。今後、我々行政書士へのニーズも高まることが予想されますが、まだまだ新しい分野ということもあり、士業者からは経験を積む機会がない、そもそも業務内容が分らない、受任した場合にどういったリスクがあるのかと言った声も多く聞かれます。

そこで、この分野のエキスパートであり、先日新著「死後事務委任契約の実務」を出版された吉村講師に自身の経験を交え、相談から受任、そして受任後にすべき手続きについて、必要な知識や気をつけるべき点、その対策について講義頂きました。

吉村講師より「実際の業務においては本人の死そのもの（死への過程）に直接触れる生々しさや

親族、知人等の関係者と対峙し、その感情（怒り、恨み、嘆き、悲しみなど）を受け止める役割も時に付随されることがあり、単純な手続き委託業務のイメージで取り組むと大ダメージを受ける。人の死・人生そのものに真摯に向き合う姿勢が重要」とのお話はこの分野へ安易に取り組むことに警鐘を鳴らす一方、相談者へ寄り添い、将来への不安や苦痛を和らげる一助となることは正に死後事務委任契約の醍醐味であると感じました。

1時間45分という講義時間では足りないくらい盛り沢山の内容でしたが、今後、継続的に勉強会・研修会を開催して研究を進め、行政書士がますますご相談者に寄り添い、街の法律家として適切にお応えできるよう、支部として努めていきたいと思います。（広報部次長 帆秋啓史）



区民公開講座「親子で取り組む終活講座」を開催します

令和元年12月3日（火）の14時～16時、北とぴあ7階第二研修室にて、区民公開講座「親子で取り組む終活講座」を開催します。

本年の講座は、「子どものためにも終活に取り組んでおきたいけど、なにから手を付けていいの?」とお悩みの親世代の方と、「親に準備をしてもらいたいけど、どうやって提案すればいいの?」とお悩みの子世代の方を対象に、親子でコミュニケーションを取りながら、協力して終活を進めていく方法をお伝えします。

第一部ではゲスト講師の三井恒雄様より、「実家の片づけ（生前整理）の進め方」と題して、不要な家財を整理していく生前整理の上手な進め方や、今注目されている物品寄付について解説していただきます。第二部は、北支部の帆秋啓史広報部次長が講師を務め、「エンディングノート・遺言書の活用術」についてお伝えします。

参加費は無料となっておりますので、ぜひ皆様お誘いあわせのうえ、ご参加ください。

ご予約・お問合せは北支部相談センター（03-5963-7437）まで。

（広報部部長 吉村信一）

成功の秘訣は親子の協力にあり

「子どものためにも終活をしておきたいけど、何から手を付けたいの?」「親に準備をしてもらいたいけど、どうやって提案すればいいの?」とお悩みの方必見。終活を進めるコツは親子が協力して取り組むことです。親をその気にさせる一言とは?終活のプロがとっておきの情報をお伝えします。

第一部 実家の片づけ（生前整理）の進め方

残された家族に遺品整理で苦勞をかけないことや介護等を想定した住環境整備として、不要な家財を処分していく「生前整理」の上手な進め方や、親をその気にさせるコミュニケーション術をお伝えします。不要な家財で社会貢献!今話題の物品寄付についても解説します。



講師 三井 恒雄

TMコミュニケーションサービス株式会社代表取締役社長
数々の付箋ファンディングプログラム（おまじない）主宰
古物買取店「お宝蔵さん蔵本舗」オーナー

第二部 エンディングノート・遺言書の活用術

必要性を感じていても、ついつい面倒くさくて書かずまいになりながらエンディングノート、親子でコミュニケーションを取りながら上手に活用していく方法をお伝えします。最新の法改正も踏まえた遺言書作成のポイントも解説します。



講師 帆秋 啓史

行政書士
東京都行政書士会北支部広報部次長

定員 100名（先着順）

- ・事前に必ず予約いただいた方を優先してご案内いたします。ご予約の多い方については、当状況によっては要予約いただけない場合もありますのでご了承ください。
- ・お申し込みの際は、氏名、参加人数、連絡先をお知らせください。メールでご予約の場合は「終活相談部」宛と併せてお知らせください。
- ・お申し込み後、参加人数の超過・不足の可能性がある場合はご連絡をさせていただきます。
- ・天候等により開催を中止する場合は、当日午前中に連絡を差し上げます。

主催・東京都行政書士会北支部 / 後援・北区

ご予約・お問い合わせはこちらまで

☎ 03-5963-7437

✉ info@kitashibu.tokyo

※営業時間：平日9:00～17:00

〒111-0051 東京都台東区北千住1-1-600 アビニールパークビル

東京都行政書士会北支部相談センター

参加費無料

知ればきつとうまくいく!
親子で取り組む終活講座

2019
12/3
(火)

14:00
(開場13:30)

16:00

北とぴあ7階

第二研修室

北千住1-1-600

アビニールパークビル

東京都台東区北千住1-1-600

東京都行政書士会北支部相談センター



改正相続法に関する講演を実施しました

令和元年7月21日（日）、北区岸町ふれあい館第二集会室にて、佐藤ありつね北区議主宰アイ女性会議北支部主催憲法カフェにおいて、「今から考える相続」と題し改正相続法（民法相続編）についての研修会を行いました。梅雨時で天候がすぐれないなかでしたが、約20名の方々にご参加いただき、当支部の山賀良彦副支部長が講師を務めました。

相続法の改正は昭和55年以来の大幅な改正になること、今回の法改正の背景として「超高齢社会の進展による配偶者の保護（配偶者がかなり高齢である場合が多い）」「認知症の高齢者の増加」「核家族などの家に関する意識の変化」「家族葬などのお墓・葬式に対する意識の変化」といったことが挙げられ、今回の法改正により実生活では何が変わっていくのかなどの解説がありました。

続いて遺言の必要性について解説しました。遺言は主に公正証書遺言と自筆証書遺言があり、これらの遺言作成時の注意点、諸費用などを具体的な実例、資料等を用いて解説しました。また、遺言を残さなかった場合の相続人の負担についても解説しました。遺言がない場合、まず戸籍を収集し相続人を確定する必要があるため遺言があ

る場合と比べて相続人の負担が重くなることを解説しました。

研修会の最後の質疑応答では、改正法施行後の銀行預金の取扱いの変化、配偶者居住権と所有権の関係、生前贈与のメリットなどについて様々な質問があり、今般の法改正についてご参加いただいた方々の関心の高さを伺うことができました。

今後もこのような遺言、相続等についての研修会などの活動を通じて地域の皆様のお役に立つことのできる機会を設けることが行政書士業務をより多くの方にご理解していただくことになると思いました。（経理部 岩本康宏）



北区をゆく 第13回 ～赤羽自然観察公園～



赤羽自然観察公園は東京都北区赤羽西5丁目にある北区立の公園で、元自衛隊十条駐屯地の一部を整備し平成11年に開園しました。

場所は市街地のなかにありますが、山の中に迷い込んだような気分になります。もともと自衛隊用地として使用されていたため、緑の多い空間だったそうです。

本来この北区に形成される植生の回復のため、在来種に馴染まない樹木は撤去し、この地域に本来生息する植物もしくは生息していた植物を植栽して、長期的に自然の回復を図っています。「自然保護区域」及び「自然観察区域内の湿地部分」などでは、放置を前提とした植生管理をしています。

施設内では、ザリガニ釣りができる「とんぼ池」、昆虫観察ができる「どんぐりの森」の他、田んぼやデイキャンプ等の設備があり、かまどに薪をくべてご飯を炊いたり、豚汁を作ったり、といった昔の生活が体験できます。都内で深く自然と触れ合うことができる貴重な公園となっております。

東京の名湧水に選ばれている湧水も存在しており、この湧水の保全・活用をするために、北区では従来タイプの公園づくりではなく、「自然との

ふれあい」をテーマに新しい公園づくりを進めています。現在も植生等の維持管理をボランティア団体と共に行っているそうです。ボランティア団体が主催する「秋まつり」を、毎年11月初旬におこなっています。都内で秋を感じたくなった時にお出かけするには絶好の行楽スポットです。

【開園時間】

4月～9月 午前8時から午後6時まで
10月～3月 午前8時から午後4時30分まで
(広報部 高坂友也)



ようこそ北支部へ!!

平成31年4月から令和元年8月までに北支部に入会された新入・転入会員の皆さんをご紹介します。

氏 名	入会年月日	事務所名称	事務所所在地	電話番号
中川 恒二	H31.4.26 千代田支部から転入	行政書士西神田事務所	王子5-5-3-601 シーザン王子神谷	03-6876-1242
小川 文恵	R1.8.1 埼玉会から転入	小川行政書士事務所	赤羽1-10-4 スカビル2階	03-6903-8817

立川悦史の“行政書士”飯～冷汁風うどん～



今年も暑い夏でしたね。皆さんいかがお過ごしでしょうか。今回はちょっと食欲が無い時にぴったりの、干物で作る簡単冷汁風うどんのご紹介です。冷蔵庫に眠っている冷凍の干物で簡単に作れちゃうレシピです！

【材料（2人前）】

- ・ 干物1～2枚（あじ、さば、いわし、さんまなどどんなものでもOK）
- ・ 味噌50g位（味噌により塩加減が異なるのでお好みで調節）
- ・ うどん（乾麺なら180g程）
- ・ きゅうり1～2本
- おろししょうが半片分
- ・ 豆乳2～300ml
- ・ 氷水適量
- すりゴマ30g（又は炒りゴマ）
- ・ 薬味（大葉・みょうがなどお好みで）

【作り方】

- ① うどんは茹でて流水で洗い、ざるで水を切っておきます。
- ② 干物は良く焼いて（※ここポイントです）中骨や頭、皮を取り除き、手でほぐしておきます。すり鉢で擦るので小骨をきれいに取り除く必要はありません。
- ③ 炒りゴマは先に擦っておきます。
- ④ ほぐした身をすり鉢でよく擦り、細かくします。
- ⑤ 味噌はアルミホイルに乗せ、トースターで表面が焦げる程度に焼いておきます。

- ⑥ きゅうりは水で洗い、2・3mm程度の厚さに輪切りにします。
- ⑦ 焦がした味噌をすり鉢に入れ、擦った魚の身に混ぜ合わせ、良く混ぜたらおろししょうが、薬味、豆乳入れ混ぜ合わせます。ここで味見をして、塩気が足りなければ味噌を、辛かったら氷水を足し味を調えます。
- ⑧ 最後にきゅうりとうどんを合わせれば完成です！

干物は脂の乗った高い干物より、そのまま食べると塩辛い位の硬かったり安いものの方がおススメで、むしろ上手く出来ます。我が家では冷凍してしばらく時間が経ち、水分が少なくなったものを処理する目的で作ることもあります。元気の出ない時にはオクラやキムチを刻んで入れたりするのもおススメです！



行政書士は身近な街の法律家

行政書士は許認可や登録申請、遺言や相続、色々な契約・届出などの相談から書類作成までサポートします。





東京都行政書士会北支部 無料相談会

■ 北区の行政書士会主催だから安心!!

相談員は全て地元北区で働く行政書士です
行政書士会所定の研修を受けた専門相談員が
分かりやすく丁寧にお答えします



■ さまざまなご相談に対応いたします!!

[よくあるご相談事例]

- 相続に関する事 ■ 遺言に関する事 ■ 成年後見に関する事 ■ 離婚・家族問題
- 借地・借家など不動産に関する事 ■ 外国人のビザや帰化に関する事 ■ 近隣トラブル
- 会社設立や営業許可申請など事業に関する事 ■ 売買・賃貸借など契約に関する事

その他上記以外のことでもご相談可能です

区役所無料相談会

北区役所で定期的に行っている無料相談会です

日時 偶数月(10月除く)の第一火曜日
13:00~16:00

場所 北区役所第1庁舎1階ロビー
(王子本町1-15-22)

サテライト相談会

奇数月に区内各地で実施する特別相談会です

日時 奇数月の第一火曜日
13:00~16:00

場所 北区内のふれあい館等

※詳細は支部ホームページ、フェイスブックページのほか、北区ニュース等でお知らせいたします。

- ご相談時間の目安は一人様30分です。
- 相談会の日時は予告なく変更になる場合があります。
- ご予約なしでもご相談可能ですので、お気軽にご来場ください。
- 継続相談(2回目以降のご相談)または業務依頼をご希望の場合は有料となります。
- 継続相談、業務依頼をご希望の場合、相談センターにご連絡いただけますと、適任の行政書士をご紹介します。

ご予約・お問合せはこちらまで

東京都行政書士会北支部 相談センター

(電話受付時間:平日 9時~17時)

☎ 03-5963-7437



info@kitashibu.tokyo

HP: <http://kitashibu.tokyo/>  [facebook.com/kitashibu.tokyo/](https://www.facebook.com/kitashibu.tokyo/)

